

改正の概要

山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱（No.67）

1 建設業法の改正に伴うもの（令和6年法律第49号）

関係条項（第11条第5号ウ・エ）の改正をする。

- （1）改正前の建設業法第26条第3項ただし書に規定された特例監理技術者の呼称が削除され、同内容は同項第2号に移動したため、条ずれの改正を行うもの。

【旧】建設業法第26条第3項ただし書で規定する特例監理技術者

【新】建設業法第26条第3項第2号で規定する監理技術者

- （2）監理技術者が専任を要する工事現場を兼務できる要件が緩和されたことに伴い、同監理技術者を追加するもの。

【旧】特例監理技術者のみ（上記（1））

【新】①上記（1）に加え、専任義務の緩和に伴い兼務ができる監理技術者（建設業法第26条第3項第1号）を追加した。

②法第26条の5第1項に規定する特定営業所技術者に関する職務の特例を受け、工事現場と兼務ができる監理技術者を追加した。

* 特定営業所技術者…特定建設業の営業所に専任しなければならない技術者

2 施行期日

令和6年12月13日

新旧対照表

山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱 (No.67)

新	旧
<p>(受注元請負人の遵守事項)</p> <p>第11条</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5)ア、イ 省略</p> <p>ウ 元請負人及び下請負人においては、請負金額が4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上の建設工事の主任技術者又は監理技術者(法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の適用を受ける場合にあつては、その職務を補佐する者)は、工事現場に専任であること。(法第26条第3項、令第27条第1項)</p> <p>エ 監理技術者(法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者を配置する場合又は同法第26条の5第1項に規定する特定営業所技術者に監理技術者の職務を兼ねて行わせる場合を含む。)は、監理技術者資格者証の交付を受けた者及び所定の講習を受けている者であること。(法第26条第5項)</p> <p>(6) 省略</p>	<p>(受注元請負人の遵守事項)</p> <p>第11条</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5)ア、イ 省略</p> <p>ウ 元請負人及び下請負人においては、請負金額が4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上の建設工事の主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者)の適用を受ける場合にあつては、その職務を補佐する者)は、工事現場に専任であること。(法第26条第3項、令第27条第1項)</p> <p>エ 監理技術者(特例監理技術者)の適用を受ける場合にあつては、その職務を補佐する者)は、工事現場に専任であること。(法第26条第3項、令第27条第1項)</p> <p>を含む。)は、監理技術者資格者証の交付を受けた者及び所定の講習を受けている者であること。(法第26条第5項)</p> <p>(6) 省略</p>

附 則

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。